

関係有料老人ホーム
有料老人ホームに該当する
関係サービス付き高齢者向け住宅

} 管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のための対応について

平素は、本県の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省の各種通知等に基づきご対応いただいているところですが、今般、別添のとおり「有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について(令和2年2月27日付け事務連絡厚生労働省通知)」が示されましたので必要に応じて、対応をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、厚生労働省、奈良県及び全国有料老人ホーム協会のホームページで情報が随時更新されておりますので、貴施設におかれましては、適宜、下記を確認のうえ、状況に応じて迅速に対処いただきますようお願いいたします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

記

- ・ 厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)
- ・ 奈良県介護保険課ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/11982.htm>)
- ・ 全国有料老人ホーム協会ホームページ(<https://www.yurokyo.or.jp>)

施設整備係
TEL:0742-27-8534

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のための対応について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。以下同じ。）の利用者等（有料老人ホーム等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない有料老人ホーム等における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。

記

有料老人ホーム等においては、従来、医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上